

## 平成 30 年度重点施策推進経費による区の実施（大正区）

### 空家相談員による空家活用促進事業

#### 【目的】

専門家で構成する「空家相談員」制度を創設するとともに、大正区内でエリアを限定した空家調査を実施して、空家等の利活用の意向がある所有者や所有する空家でお困りの方などの掘り起こしを行い、「空家相談員」への相談に繋げることで空家等の利活用の促進を図るとともに、空家等の除却など建物の新陳代謝を図る。

#### 【業務内容】

##### ●空家相談員の募集及び登録

不動産関連事業者、不動産鑑定士、建築士、弁護士、司法書士、金融機関、コーディネーターなどの専門家で構成する「大正区地域の空家相談員制度」を創設し、空家等の相談にワンストップで対応できる仕組みを構築する。

##### ●空家等実態調査

調査対象エリアの住宅について、目視調査により空家か否かを判定をし、空家と判定した物件については、利活用可能か否かの仕分けを行い、利活用可能な物件の所有者を税情報などで把握し、その所有者に対し空家の利活用に関するアンケートを実施する。

アンケートで「困っていることがある」、「利活用の意向がある」と回答された空家所有者を空家相談員に繋げることで空家等の利活用の促進を図るとともに空家等の除却など建物の新陳代謝を図る。

##### ●空家活用相談会等の実施

空家を利活用したい方などは、空家実態調査だけでは抜け落ちる可能性があるため、別途、空家相談会などを実施する。

【大正ヨリドコメイキン】⇒築 65 年の文化住宅をリノベーション 1 階はシェア工房とシェア店舗、2 階は 5 戸の住居

○調査対象エリア(大阪市大正区 三軒家西、三軒家東エリア)

